徳島県立鳴門渦潮高等学校スポーツ施設開放規程による
電気料金納付運用指針

この運用指針は，徳島県立鳴門渦潮高等学校スポーツ施設開放規程（以下「開放規程」という。）に基づき，照明設備の使用電気料金の納付について定める。

（使用願及び実績報告）

１　施設の利用を希望する団体（以下「団体」という。）は，開放規程に定める使用許可申請書を委員長（県立鳴門渦潮高等学校長）に提出し，使用が終了した場合には速やかに使用時間を報告するものとする。

ただし，使用許可願の日程が同じ月に属する場合は，その月が終了した翌月に使用時間を一括集計して報告することができるものとする。

（電気料金の納付）

２　電気料金の算出については，開放規程に定める１時間当たりの電気使用料に，使用した時間を乗じて算出するものとする。

附則

この運用指針は，平成２４年４月１日から施行する。

参考様式

使用時間実績報告書

令和　年　月　日

徳島県立鳴門渦潮高等学校長　殿

団体の名称
代 表 者 名

徳島県立鳴門渦潮高等学校スポーツ施設開放規程による電気料金納付運用指針に基づき，次のとおり報告します。

月／日(曜)	使用施設	使用時間	実施内容	参 考 人 数	使用責任者名 (連絡先)
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			